

雫石町監査委員告示第 4 号

先に地方自治法第 199 号第 1 項及び第 4 項の規定に基づき報告した、令和 6 年度定期監査（期末監査）結果に係る指摘事項及び注意事項について、措置を講じた旨報告されたので、同条第 14 項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

令和 6 年 9 月 18 日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

零総第 0609044 号

令和 6 年 9 月 13 日

零石町代表監査委員 小田 純治 様

零石町長 猿 子 恵 久

令和 6 年度定期監査（期末監査）の指摘事項及び注意事項に基づき講じた措置について
標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

◆共通事項

- (1) 業務委託契約書仕様書に記載された個人情報の保護に関する記載について、現行条例への
修正がなされておらず、廃止済みの条例が記載されたまま契約締結したものが散見されたた
め、再度法令を確認し適切な事務処理をされたい。

[措置方針]

業務委託契約書の取り交わしを含め、個人情報の保護に関する安全管理措置については、
「零石町個人情報保護の安全管理措置に関する指針」を適宜周知のうえ、この指針に基づき
適正な事務執行に努めることとする。

- (2) 物品の売買契約を複数締結していたが、当該契約書に印紙が貼付されていた。印紙税法に
よると、物品売買契約書は課税文書に該当しないため、印紙貼付は不要である。

[措置方針]

印紙貼付については、契約書が課税文書に該当するか法令・通達等に基づき判断しながら
適切に対応することとする。

◆個別事項

(1) 学校教育課

[指摘事項]

・ 雫石高校将来ビジョン推進事業負担金

負担金とは、「法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもの」と定義されているが、このほかに「任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合」も負担金として取り扱うことができる。一方、補助金とは、「特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの」と定義されている。雫石高校将来ビジョン推進事業について、その構成団体に本町が加わっておらず、また、本事業実施に係る経費について反対給付を求めずに支出している現状から、負担金ではなく補助金として支出すべきと推察するため検討されたい。

[措置方針]

支出の性質を再度確認し、負担金・補助金どちらが適切であるかを検討したうえで来年度以降の事業実施に反映させることとする。

(2) 生涯文化スポーツ課

[指摘事項]

・ 青少年ホーム扉部材修繕

当該修繕について、早急に修繕する必要があったことから1者随契としている。しかし、1者随契は、地方自治法施行令第167条の2のいずれかの号に該当することが明らかであること、かつ真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものである。競争性・有利性を担保するため、法令に基づき2者以上から見積書を徴収すべきである。

[措置方針]

今後、同様の業務を実施する際は、2者以上から見積書を徴することとする。

(3) 農林課

[注意事項]

- ・農林産物直売・食材供給システム運営業務委託料

契約書に雫石町契約規則第 22 条第 2 項に規定されている紛争解決方法の条項がないため、再度雫石町契約規則を確認されたい。

[措置方針]

確認した結果、雫石町契約規則第 22 条第 2 項「(6)契約に関する紛争の解決方法」の条項の記載漏れであったため、今後同様の契約を取り交わす場合は、本件を踏まえ、適切な事務執行に努める。